

卸売市場法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（卸売市場整備基本方針） 第四条（略） 2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 一・二（略） 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項 四・五（略） 3 前項第一号の目標を定めるに当たつては、<u>生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。</u> 4 （略） 5 （略） 6 （略） （中央卸売市場整備計画） 第五条（略） 2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称	（卸売市場整備基本方針） 第四条（略） 2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 一・二（略） 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項 四・五（略） 3 （略） 4 （略） 5 （略） （中央卸売市場整備計画） 第五条（略） 2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称及びその取扱

二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称

三 (略)

四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項

五 (略)

3ゝ5 (略)

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 (略)

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一・二 (略)

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

四 (略)

3ゝ5 (略)

(認可の申請)

第九条 (略)

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一ゝ三 (略)

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの)

品目の適正化又はその施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の名称

二 (略)

三 施設の改良、造成又は取得に関する事項

四 (略)

3ゝ5 (略)

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 (略)

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一・二 (略)

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

四 (略)

3ゝ5 (略)

(認可の申請)

第九条 (略)

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一ゝ三 (略)

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

六 卸売の業務を行う者に関する事項

七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

八（略）

3（略）

（認可の基準）

第十条 農林水産大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一・二（略）

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第八号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四（略）

（業務規程に規定する事項等の変更）

第十一条（略）

2 開設者は、第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者（第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。）、仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3（略）

五 卸売の業務を行なう者に関する事項

六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

七（略）

3（略）

（認可の基準）

第十条 農林水産大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一・二（略）

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四（略）

（業務規程に規定する事項等の変更）

第十一条（略）

2 開設者は、第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者（第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。）、仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3（略）

(市場取引委員会)

第十三条の二 (略)

2 委員会は、業務規程の変更(第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

3・4 (略)

(開設者の地位の承継)

第十三条の三 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場(中央卸売市場整備計画で定められた運営の広域化を推進することが必要と認められるものに限る。)の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の開設者の地位を承継することができる。

一 都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体(当該開設者が第八条第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合にあっては、これらを組織する地方公共団体)が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

2・3 (略)

(市場取引委員会)

第十三条の二 (略)

2 委員会は、業務規程の変更(第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

3・4 (略)

(開設者の地位の承継)

第十三条の三 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の開設者の地位を承継することができる。

一 都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体(当該開設者が第八条第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合にあっては、これらを組織する地方公共団体)が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

2・3 (略)

(地方卸売市場への転換)

第十三条の五 中央卸売市場整備計画で定められた地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の開設者又は当該開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けて、当該中央卸売市場を地方卸売市場に転換することができる。

2 前項の許可を受けた者は、第五十五条の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による転換があつたときは、当該中央卸売市場に係る第八条の認可は、その効力を失う。

4 第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(地方卸売市場への転換の効果)

第十三条の六 前条第一項の規定による転換後の地方卸売市場に係る業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が同項の規定による転換前の中央卸売市場の卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいる場合には、当該卸売業者は、当該中央卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第五十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十二條及び第二十三條 削除

第二十二條 削除

(兼業業務等の届出)

第二十三条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下この項及び次条において「兼業業務」という。）を営もうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その兼業業務に関する事業計画を添附し、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 卸売業者は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林水産省令で定める関係をいう。以下同じ。）を持つに至ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

(名称変更等の届出)

第二十四条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

(売買取引の方法)

第三十五条 (略)

2 5 (略)

(兼業業務等の届出)

第二十三条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下この項及び次条において「兼業業務」という。）を営もうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その兼業業務に関する事業計画を添附し、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 卸売業者は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林水産省令で定める関係をいう。以下同じ。）を持つに至ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

(名称変更等の届出)

第二十四条 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

四 兼業業務の全部を廃止したとき。

五 他の法人に対する支配関係の全部がなくなつたとき。

(売買取引の方法)

第三十四条の二 (略)

2 5 (略)

第三十八条 削除

〔許可に係る卸売以外の販売の禁止〕

第三十五条 卸売業者は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う中央卸売市場に係る開設区域内においては、当該許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしてはならない。ただし、第五十八条第一項の許可を受けて、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合は、この限りでない。

〔自己の計算による卸売の禁止〕

第三十八条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林水産省令で定めるものは品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもののうち当該中央卸売市場外におけるその取引の状況等に照らし卸売業者が自己の計算において卸売することが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 当該中央卸売市場における需要が比較的安定している生鮮食料品等であつて、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売することが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

三 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品等を確保する必要がある場合であつて、卸売業者が自己の計算において卸売することが適当であるものとして業務規程で定めるとき。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすること又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

第四十一条 削除

(仲卸業者の業務の規制)

四 出荷者の計算において行う卸売の方法によつては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めたとき。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第四十一条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第四十四条 仲卸業者は、第三十三条第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であつて、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第四十七条 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時まで、農林水産省令で定める区分ごとにその日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、農林水産省令で定める区分ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第四十四条 仲卸業者は、第三十三条第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であつて、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第四十六条の二 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(市況等に関する報告)

第四十七条 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、第四十六条第一項の生鮮食料品等についての毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額を農林水産大臣に報告しなければならない。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 開設者は、仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸

しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき
是正を加えることが必要な場合として業務規程で定める場合に該
当するときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に
関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

5 (略)

6 (略)

(中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場)

第六十七条 (略)

2 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分(開設者に対する処分に限る。)をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(合併等の場合の課税の特例)

第七十三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもの又は中央卸売市場

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持つている法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとる
べき旨を勧告することができる。

4 (略)

5 (略)

(中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場)

第六十七条 (略)

2 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(合併等の場合の課税の特例)

第七十三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもの又は中央卸売市場

若しくは地方卸売市場において卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者（以下この条において「開設者等」と総称する。）に対し、その者が他の法人である開設者等と合併し、他の法人である開設者等と共同してする新設分割（地方卸売市場の開設の業務又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場における卸売の業務若しくは仲卸しの業務（以下この条において「開設の業務等」と総称する。）を承継させるものに限る。）をし、若しくは開設の業務等を他の法人である開設者等に承継させる吸収分割をし、又は他の法人である開設者等に対し出資し、若しくは他の開設者等とともに出資して法人である開設者等を設立することにより、当該開設者等の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針において定められた第四号第二項第一号の目標及び同項第二号の基本的指標に適合し又は当該開設者等が卸売市場整備基本方針において定められた同項第四号の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 (略)

第七十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第十三条の五第一項又は第五十五条の許可を受けた者

三 五 (略)

六 第七十五条第一項の規定により付された第十三条の五第一項、第五十五条又は第五十八条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

若しくは地方卸売市場において卸売の業務を行う者（以下この条において「開設者等」と総称する。）に対し、その者が他の法人である開設者等と合併し、他の法人である開設者等と共同してする新設分割（地方卸売市場の開設の業務又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場における卸売の業務（以下この条において「開設の業務等」と総称する。）を承継させるものに限る。）をし、若しくは開設の業務等を他の法人である開設者等に承継させる吸収分割をし、又は他の法人である開設者等に対し出資し、若しくは他の開設者等とともに出資して法人である開設者等を設立することにより、当該開設者等の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針において定められた第四号第二項第二号の基本的指標に適合し又は当該開設者等が卸売市場整備基本方針において定められた同項第四号の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 (略)

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第五十五条の許可を受けた者

三 五 (略)

六 第七十五条第一項の規定により付された第五十五条又は第五十八条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

第七十九条 次各号のいづれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 七 (略)	第七十九条 次各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第二十三条又は第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 七 (略)
---	---